



# 会報

2018 ▶ 2019  
WEEKLY REPORT

親睦と奉仕、  
閃きと実行

留萌ロータリークラブ  
会長目標

会長／大嶋 孝広 幹事／堀 光輝

インスピレーションになろう

## プログラム

- 本日  
来賓卓話「良い薬の飲み方と健康体操」  
北海道ファーマライズ留萌大町薬局  
店長 吉田 龍様
- 次週予定  
来賓卓話「農泊について」  
留萌観光協会 常勤理事 海東 剛哲様

- 会員誕生日  
辻 本 哲 也
- 配偶者誕生日  
青 山 志 保

No. 2795

第9回 9月5日

出席報告

前  
例  
会

会員総数	33名
出免会員	2名
出免出席	2名
基準会員出席	20名
出席率	66.67%

前  
々  
会

第6回 8月1日

欠席会員	13名
内メイクアップ	11名
修正出席率	87.88%

例会／毎週水曜 12:15~13:15 留萌産業会館2F

## 🖋️ 会長報告 .....

- 8月23日に第3回定例理事会並びに第2回クラブ協議会を開催致しました。米山奨学生の観光受け入れとクラブ訪問、9月の例会プログラム、8月末会計報告、やん衆あんどん決算報告及び9月8日の地区補助金事業について、IM実行委員会について、ロータリージャンパーの購入についてを承認致しました。
- 米山奨学生の留萌観光の受け入れについてですが、9月2日に奨学生が16名、引率者を合わせて22名の方が留萌を訪れます。クラブからは私と堀幹事、そして對馬ガバナー補佐が参加し、羽幌クラブの会長幹事も参加致します。コースとしては増毛を主に国稀さんを見学してもらおうと思っております。

## 📁 幹事報告 .....

- ・妹背牛RCより、7月会報と8月9月例会プログラムを受領しました。
- ・赤平RCより、7月会報を受領しています。
- ・深川RCより、8月会報と9月例会プログラムを受領しています。
- ・会長報告でもありましたが、ロータリージャンパーの購入を予定しています。これは市民に対してのPRと会員の一体感を図るために揃える事を決めました。購入費は一人3500円位を予定しています。皆様には追ってサイズの確認をFAXにて取りたいと思いますので、よろしく願います。
- ・米山記念奨学会より、賛助会員の募集と百円募金運動の案内が届いております。賛助会員は年会費3000円です、希望者は私まで申し出

## 第8回 8月29日(水) 天候/晴

て下さい。なお百円募金は、今週と来週の例会で募金箱を回しますのでよろしく願います。

- 8月1日のガバナー公式訪問の際、小山ガバナーがおっしゃっていたポリオをテーマとし映画「プレス～幸せの呼吸～」という映画が、札幌の狸小路にあるシアターにて上映されます。上映期間は少し短いですが、9月15日からの1週間です。

ゲスト

有限会社三愛 代表取締役 松尾 拓也様

年活動月間」の名称が変わり、「新世代のための月間」となりました。年齢30歳までの若い人すべてを含む新世代の育成を支援するロータリー活動に、焦点を当てる月間です。クラブと地区は、新世代の基本的ニーズ、すなわち健康、人間の価値、教育、自己開発を支援するプロジェクトに着手するように要請されています。



**ニコニコBOX** .....

- 少し良い事がありました。 大嶋会長
- 写真ありがとうございます。 関野会員

### 委員会報告 .....

前年度会長 森(幹)直前会長

2017～2018年度活動報告書が出来上がりました。昨年の思い出としてご覧いただければと思います。1年間ありがとうございました。

社会奉仕委員会 燕 委員長

9月8日に開催する地区補助金事業の職業体験ですが、現在10名の参加申し込みがあり、その他に5～6名が参加したいとお話があり、約20名弱位の参加を見込んでおります。会員のお手伝いについては12名の会員から参加の返事をいただきました。ありがとうございます。

次週の例会終了後に、当日お手伝いいただける会員の皆様と簡単な打ち合わせをしたいと思っておりますのでよろしく願います。

### 3分間情報 .....

会員研修委員会 渡邊 委員長

ロータリーの特別月間

(Special Months In Rotary)

クラブだけでなく、ロータリアンひとりひとりがロータリーの活動に参加するよう強調するためにR I 理事会が指定した月間です。8月は会員増強及び拡大月間、9月は新世代のための月間です。今日は新世代のための月間についてお話しします。1996～97年度から、従来の「青少

前 回	305,000円
今 回	3,000円
累 計	308,000円



**プログラム** .....

来賓卓話「経営者だからこそ終活」

終活カウンセラー 松尾 拓也様

只今ご紹介いただきました松尾と申します。普段は石材店を石狩市にて経営しております。

本日はそれぞれの専門家の社長さんもいらっしゃいますが、社長の終活講座という事でお話をさせていただきます。今日の話は大きく分けて3つあります。まずは終活とは何をするのかと、タイトルにもある社長の終活とありますがそれ以外の方と何が違うのか、そして社長の終活の注意点についてお話をさせていただきたいと思えます。

まずは自己紹介をさせていただきますが、名前は松尾拓也と申しまして、昭和48年生まれで今年誕生日が来て45歳になります。ご紹介の通り、石狩にて石材店を営みながら行政書士の仕事もさせていただいております。仕事に関連する資格も色々とらさせていただきました。家族構成は妻が1人、子供が3人おり、毎日にぎやかに過ごさせていただいております。趣味は読書、お酒とごく一般的なもので、最近では体に良い事をしようと、昔やっていたバトミントンを週に1回程度、昔の仲間を集めて楽しんでいま

す。あとは、本日この例会に呼んでいただいた武田さんと一緒に商工会議所青年部というもので道の役員をさせていただき、地域振興等についても、若干参加させていただいております。

前置きはここまでにして、そもそも終活とは何をするのかと申しますと、基本的には自分の人生の終末のためにする活動を指します。就職活動が就活と言われておりますが、いわゆるそれを文字った形となっております。当初は葬儀やお墓について、自分で準備する事が終活と言いましたが、最近は医療や介護について、自分ではだんだん出来ない事が増えてきて判断能力が落ちて来るなど、老後の生活のサポートを考えておく、また身辺整理人生の中で色々貯めこんだ、言い方が悪いですが、ライフスタイルに合わせて“これはいる”“これはいらぬ”と、“これは子供に渡す”など、遺言相続など全般を含めて終活という言葉で表現するように最近はなっているようです。一般的な終活は「遺言」、相続を生前に対策しておく事。それからお墓を生前に建てたり、葬儀を予約をしておいたりすることが増えています。基本的に死んだ後のことと、生前にすることの2つに分けて、生前では自分の体の状況に合わせて健康、介護について考えておく。体の状態に合わせて住まいを少しリセットしていく。段差をなくしたり、手すりを付けたり、一軒家では住めなくなると判断したら、高齢者の方の住まいに移るなどもあると思います。マネープランといたしまして、お金の部分で自分の状態に合わせて少しづつ、例えば保険などを含めて組み替えていくなど、色々な事をする事が一般的な終活と言われると思います。

それから、これを覚えておいて欲しいのですが、終活と言うと、死ぬ準備だろうと言われてますが、必ずしもそれだけではなくて、より良く生きるための終活という面もあると思います。例えば、私は本業がお墓がメインですが、お墓を生前にご用意された方も「これで何かスッキリした」と、大抵の人がニコニコされています。何となく気になっていた事をスッキリさせていくことも終活の一つの側面と言えるのかと思



ます。一般的な終活については只今お話した通りですが、本日ロータリークラブの例会に出席させていただきましたが、社長さんがほとんど聞きまして、社長さんの終活というものを話したいと思います。

社長さんの終活と言えば、一般とどう違うのかと申しますと、言うまでもなく、社長さんには二つの顔、二つの財布があると思います。経営者としての顔、個人としての顔です。先ほどお話をした事は個人の終活についてお話をさせていただきました。しかし経営者としての終活は行わなくてもいいのでしょうか？という事なんです。いわゆるこれが事業承継と言われるもので、これを時間が限られています、お話をさせていただきます。別にジキルとハイドではありませんが、二つの顔と言っても同じ一人の人間ですから、個人の終活と社長としての終活をうまくマッチングさせていく、組み合わせる事が大事だと思います。

それでは本題に入る前にご存知の方もいらっしゃると思いますが、相続について基本的な事を知っておいて欲しい知識がいくつかありますので、それについてお話いたします。まず、相続が発生する、どなたかが亡くなって相続が発生する基本。遺言、法律上ではイゴンと言いますが、遺言がある場合はその通りにする。無い場合は相続人と言われる方が、協議をして決める。これは亡くなった方からの血縁関係、法定相続人と言われる方がいます。まず、配偶者です。これは常に相続人となります。次にお子さんがいらっしゃる場合。いらっしゃる場合は、直系相続と言って亡くなった方の父母、さ

## 第8回 8月29日(水) 天候/晴

---

かのぼって祖父母と言う事もあり得なくはありません。その次に、父母もいないし子供もない場合は兄弟姉妹が相続をします。同じ順位の方々と同じだけの権利を持っています。配偶者は1人しかおりませんが、お子さんは3人いたら3人で平等の権利を持ちます。遺留分という物もありまして、これを知っておいて欲しいのですが、先ほどの法定相続人お子さんや直系相続人、配偶者はご自分の最低限もらえる権利として、いくつか持っています。基本的に通常貰える額の半分、直系相続人は三分の一です。通常は、配偶者が半分、残りを子供の数でわります。子供2人では配偶者二分の一、子供四分の一の取り分となります。しかし、亡くなった方が、2人の子供の内、次男に財産全部あげると遺言を残した場合、配偶者は半分の権利が四分の一になります。四分の一あった子供たちは、八分の一の遺留分としてもらう権利があります。これはあくまで個人分ですが、事業承継については大きく分けて3つの要素を後継者に引き継いでいかなければならないと思います。まずは人の面で、後継者を選ばなければなりません。後継者として育てなければなりません。経営権を譲っていかなければなりません。次に資産、これは会社の株式もあれば、事業で使う資産もあります。これは工場だとか土地だとか色々あります。そして資金。許認可が必要な事業であれば許認可。そしてなかなか見えてこないものとして、知的資産、経営理念、どういう理念でどういう経営をしているのか、会社等には色々あると思います。そして看板、信用、人脈など、仕事を進める上での技術、ノウハウ。そしてお客様の情報。この様なものを引き継ぎをしていく。その内の資産ですが、個人の資産と事業で使う資産の整理をきちんとしていますか、という問題があります。事業承継のポイントとして、経営権を分散させないという事です。後継者に選んだ人とその兄弟。経営権を分散させると、後継者はこうしようと思っても“それはだめだ”と、話がいつまでたっても決まらないという事があります。迅速・効率的に経営判断をしていくには、経営権を分散させない。これ

を進めるには3つありまして、株式の生前贈与。遺言の作成。遺留分特例を活用するがあります。本日は基本的に経営者が生きているうちに対策をしていきたいと思いますというお話です。

まず、生前贈与。これはとてもシンプルですが、これには税金がかかります。ただ年間110万円以下でしたら、贈与税はかかりませんし、贈与した時に贈与税がかからず、相続した時に精算するという制度もありますし、あとは事業承継の税制というものもあります。贈与税が猶予になったり、免除になったりする制度もあります。それと自社株式を分散させないという事がありまして、それは経営判断が迅速に出来るという事、物事をすぐに決められるという利点があります。それと遺言書の作成で、これに関しては相続争い、遺産分割のトラブルにも有効です。例えば、事業を引き継いでくれる後継者には事業の株式や事業用の資産を残し、他の相続人には事業に直接関係のないお金・資産を残してあげるという方法があります。このためにも事業資産と個人資産を分けて考えなければなりません。これを考える場合は先ほど言いました、遺留分を考えていった方がよいのかなと思います。遺言書が無い場合は、相続人全員が遺産分割協議というものをして、どうするかを決めなければならぬので、後々もめる原因になります。遺留分の特例というものもありまして、遺言書があっても相続の権利として遺留分というものがあり、それをもらう権利がありますが、事業をしている場合、それ自体を分けてしまうと事業が成り立たない場合はいくつかの特例があります。

(次週につづく)